相談系サービスについて

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

報酬について

報酬算定の考え方

給付費の算定は、

報酬告示上の単位数 × 級地区分（円） ＝ 支給額（円）

例えば、計画相談におけるサービス等利用計画を1件作成すると・・・

1,522単位（サービス利用支援費）×10.96円＝16,681円

※横浜市は2級地に該当するので1単位あたり 10.96円

※級地区分は、事業所が所在する市町村によって異なる

計画相談における報酬イメージ（その1）

みなとみらい計画相談支援事業所

- 体制加算取得なし

→サービス利用支援費（計画作成費）：16,681 円/月
　継続サービス利用支援費（モニタリング費）：13,810 円/月

- 相談支援専門員1名で約100ケースを担当（年間）
- 全ケース3ヶ月毎にモニタリングを実施

上記のような場合、年間報酬は・・・

69,071円 × 100ケース ＝ <u>6,907,100円</u>

計画相談における報酬イメージ（その1）

提供月	報酬名	金額
4月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
5月		
6月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	16,002円
7月		
8月	集中支援加算	3,288円
9月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	16,002円
10月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
11月		
12月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	14,906円
1月		
2月		
3月	サービス利用支援費	16,681円
	合計	69,071円

計画相談における報酬イメージ（その2）

馬車道計画相談支援事業所

- 機能強化型（Ⅲ）、精神障害者支援体制加算

→サービス利用支援費（計画作成費）：18,709 円/月
　継続サービス利用支援費（モニタリング費）：15,838 円/月

- 相談支援専門員2名で約130ケースを担当（年間）
- 全ケース3ヶ月毎にモニタリングを実施

上記のような場合、年間報酬は・・・

77,183円 × 130ケース ＝ 10,033,790円

計画相談における報酬イメージ（その2）

提供月	報酬名	金額
4月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
5月		
6月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	18,030円
7月		
8月	集中支援加算	3,288円
9月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	18,030円
10月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
11月		
12月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	16,934円
1月		
2月		
3月	サービス利用支援費	18,709円
	合計	77,183円

相談支援専門員の動き
(65ケース担当している場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画作成件数	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
モニタリング件数	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	17
サービス担当者会議回数	22	22	21	21	21	21	21	22	22	22	22	23
本人との面談回数	22	22	22	21	21	21	21	22	22	22	22	23

計画相談における報酬アップのコツ

◆利用者の居住エリアは近隣に！

利用者の居住エリアを近隣地域等に集約することで、面談や訪問を効率的に実施することができます。

◆モニタリングは他の利用者の加算算定の機会に！

同一のサービス事業所に複数利用者がいる場合、モニタリング月の方の訪問に合わせて、他利用者の様子も確認することで、加算算定することができます。

また、頻繁に顔を出すことでサービス提供事業所職員との関係づくりも可能。

◆新規ケースを受けるときは更新月に注目！

更新月が集中してしまうとモニタリングも重複してしまうので、新規に利用者を受け入れる際は、更新月にも注目することで繁忙期をなくすことができます。

計画相談における報酬アップのコツ

◆機能強化型を意識した人員配置を！

事業所には相談支援専門員を複数配置し、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定することで基本報酬が上乗せされます。

◆各種体制加算を積極的に取得！

対象の研修を修了すること等により各種体制加算を取得することができます。基本報酬に、一体制加算に対して毎回35単位（380円程度）上乗せされます。

◆地域相談、自立生活援助事業と包括的な支援を実施！

計画相談では評価されない動きも地域相談や自立生活援助では算定対象となる場合があります。併せて指定を取って一体的に支援を行うことで支援の幅も広がります。 ⇒詳しくは後ほど解説します。

相談系事業の一体的な実施について

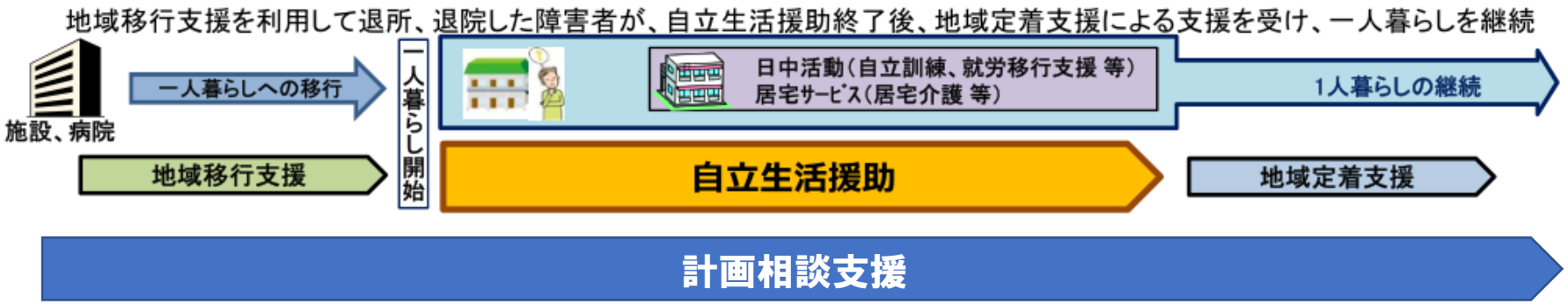

(例)精神科病院に入院中。退院後、一人暮らしをして日中活動と居宅サービスの利用希望

入院中・・・退院支援として、計画相談支援と地域移行で支援
退院後から1年間…計画相談支援と自立生活援助で、一人暮らしの課題を支援
退院から1年後から・・・一人暮らしも安定しており、計画相談支援と地域定着で支援

計画相談支援と地域相談・自立生活援助の包括的支援について

計画相談支援と地域相談、自立生活援助は、兼務が認められている(業務に支障がない場合として認められている)ため、一体的に実施をすることができます。

ただし、機能強化型（Ⅰ）～（Ⅳ）をとっている場合、同じ支援者を自立生活援助の福祉専門職等配置加算の算定に含めることはできません。

同じ利用者に対して、計画相談支援の相談支援専門員と地域相談・自立生活援助の支援員としてかかわることもできます(訪問日は兼ねてかまいませんが、時間の切り分けはしてください)

利用者：横浜　花子さん

● 令和3年1月
病院からの退院を目指し、地域移行支援の利用を開始
● 令和3年6月
もう少しで退院できそうなので、地域移行支援の期間を延長
● 令和3年10月1日
退院し、アパートでの一人暮らしをはじめる(地域移行終了)
一人暮らしの支援として、自立生活援助の利用を開始
● 令和4年9月
前月で自立生活援助を終了し、地域定着の利用開始

計画相談における報酬イメージ

馬車道計画相談支援事業所

機能強化型（Ⅲ）、精神障害者支援体制加算

→サービス利用支援費（計画作成費）：18,709 円/月

継続サービス利用支援費（モニタリング費）：15,838 円/月

上記のような場合、計画相談のみの年間報酬は・・・

<u>149,565円/一人</u>

計画相談における報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
R3年1月	サービス利用支援費、初回加算	21,997円
2月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	16,934円
3月	継続サービス利用支援費	15,838円
4月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	16,934円
5月		
6月		
7月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	16,934円
8月	集中支援加算	3,288円
9月	サービス利用支援費、退院・退所加算	20,901円
10月	継続サービス利用支援費、サービス提供時モニタリング加算	16,934円
11月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
12月		
R4年1月	サービス利用支援費	18,709円

地域移行・自立生活援助・地域定着の報酬イメージ

【地域移行支援】
地域移行支援サービス費（Ⅲ）：25,745円／月、地域生活支援拠点等
令和3年1月から9月までの報酬は・・・280,477円
【自立生活援助】
自立生活援助サービス費（Ⅰ）17,076円／月、地域生活支援拠点等
令和3年10月から令和4年9月の報酬は・・・245,398円
【地域定着】
体制確保費、地域生活支援拠点等
　令和4年9月から令和5年8月までの報酬は…49,092円

地域移行支援の報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
R4年1月	地域移行支援サービス費Ⅲ　初回加算	31,225円
2月	地域移行支援サービス費Ⅲ	25,745円
3月	地域移行支援サービス費Ⅲ	25,745円
4月	地域移行支援サービス費Ⅲ	25,745円
5月	地域移行支援サービス費Ⅲ　集中支援加算	31,225円
6月	地域移行支援サービス費Ⅲ　体験宿泊加算Ⅱ	33,965円
7月	地域移行支援サービス費Ⅲ	25,745円
8月	地域移行支援サービス費Ⅲ	25,745円
9月	地域移行支援サービス費Ⅲ　退院・退所加算	55,337円

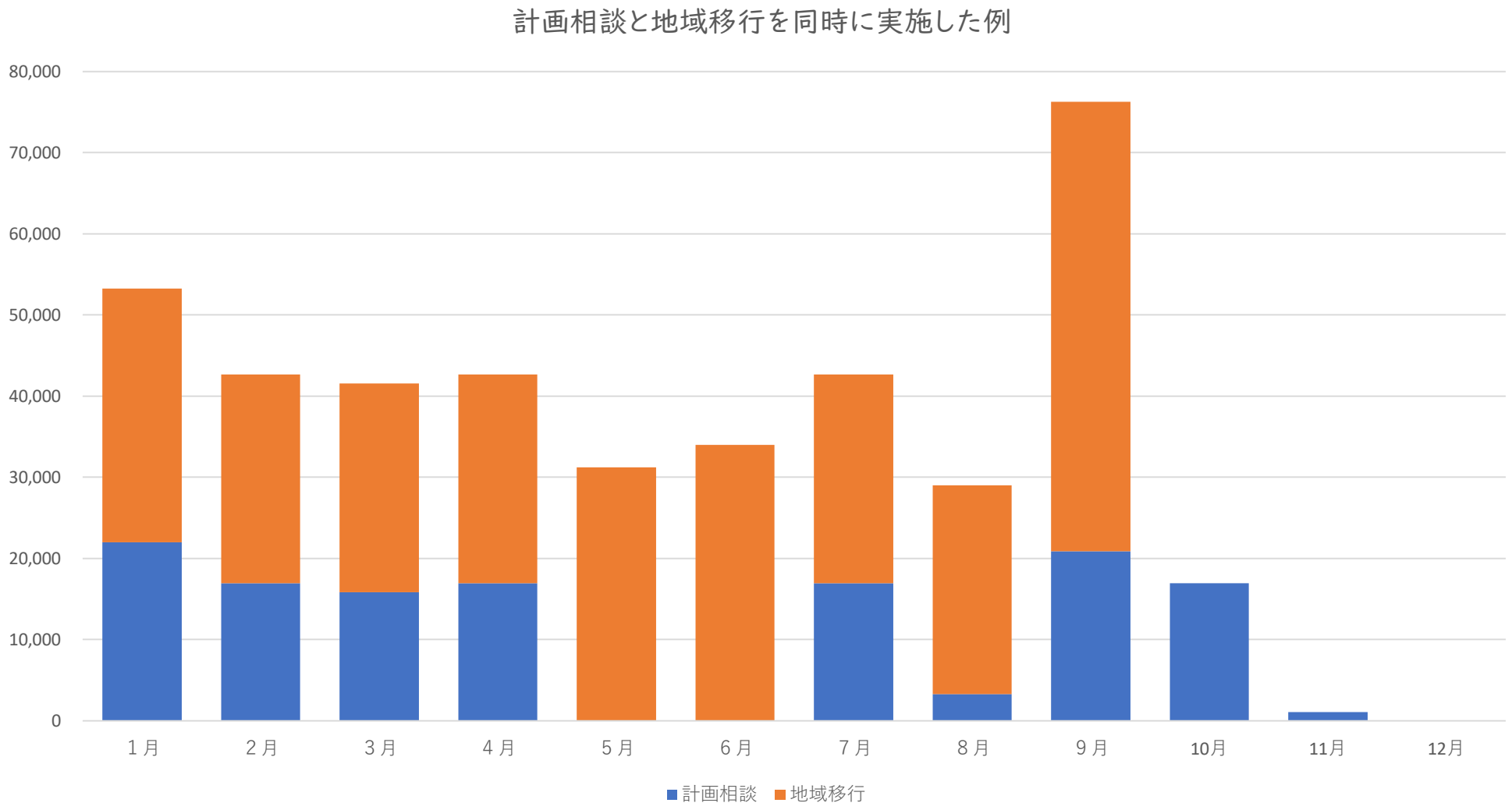

期間は、最大で1年間です。例は9カ月実施

自立生活援助の報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
R4年10月	自立生活援助サービス費Ⅰ　初回加算	22,556円
11月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,076円
12月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,076円
R5年1月	自立生活援助サービス費Ⅰ　同行支援加算	22,556円
2月	自立生活援助サービス費Ⅰ　同行支援加算	22,556円
3月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,076円
4月	自立生活援助サービス費Ⅰ　同行支援加算	22,556円
5月	自立生活援助サービス費Ⅰ緊急時支援加算Ⅱ	18,106円
6月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,076円
7月	自立生活援助サービス費Ⅰ　同行支援加算	22,556円
8月	自立生活援助サービス費Ⅰ　同行支援加算	22,556円
9月	自立生活援助サービス費Ⅰ　同行支援加算　日常生活支援情報提供加算	23,652円

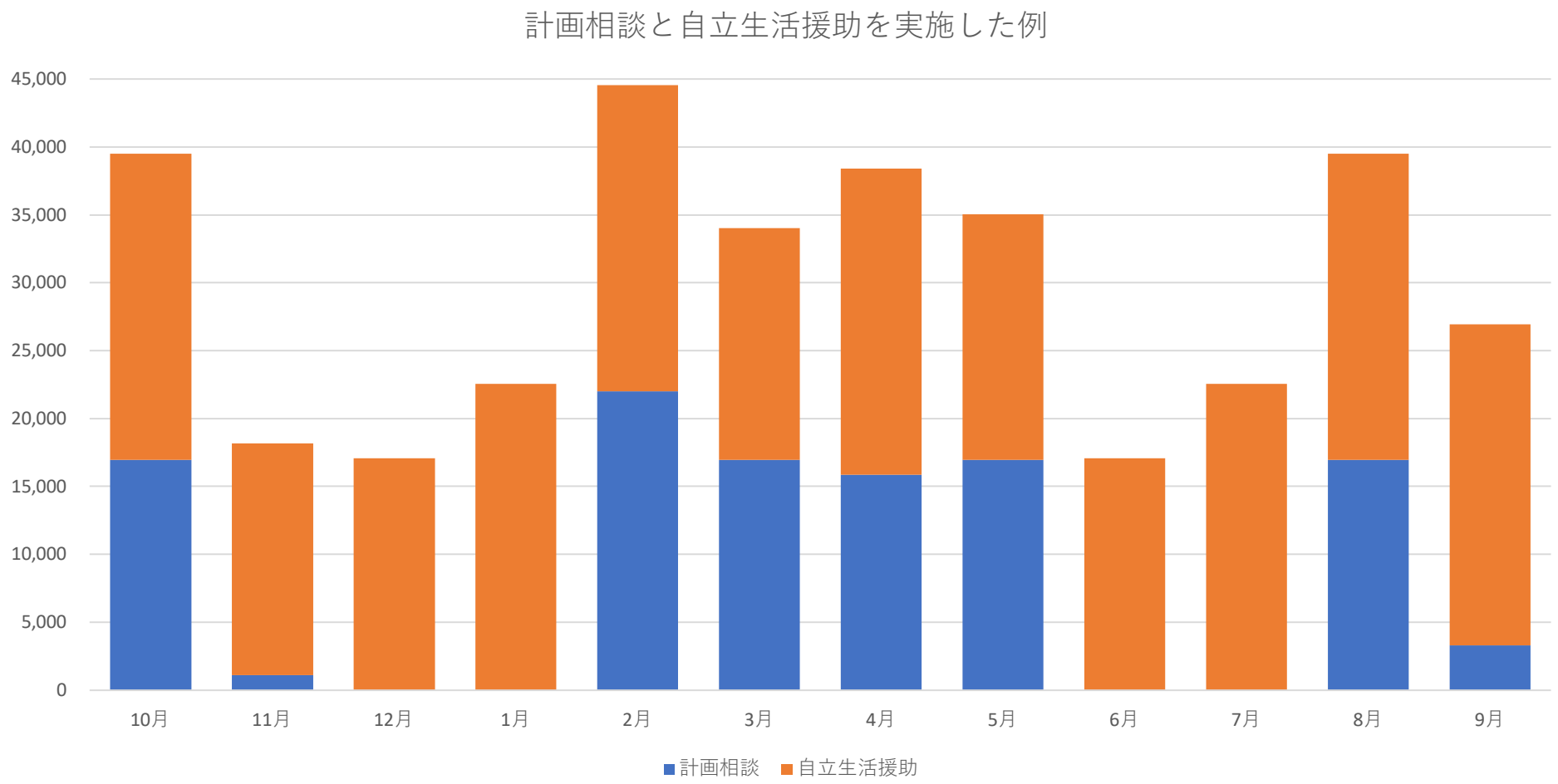

期間は、最大で1年間です。

地域定着の報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
10月	地域定着　体制確保費	3,354円
11月	地域定着　体制確保費　緊急時支援費Ⅰ	11,157円
12月	地域定着　体制確保費	3,354円
1月	地域定着　体制確保費	3,354円
2月	地域定着　体制確保費	3,354円
3月	地域定着　体制確保費	3,354円
4月	地域定着　体制確保費　緊急時支援費Ⅱ	4,395円
5月	地域定着　体制確保費	3,354円
6月	地域定着　体制確保費	3,354円
7月	地域定着　体制確保費	3,354円
8月	地域定着　体制確保費	3,354円
9月	地域定着　体制確保費	3,354円

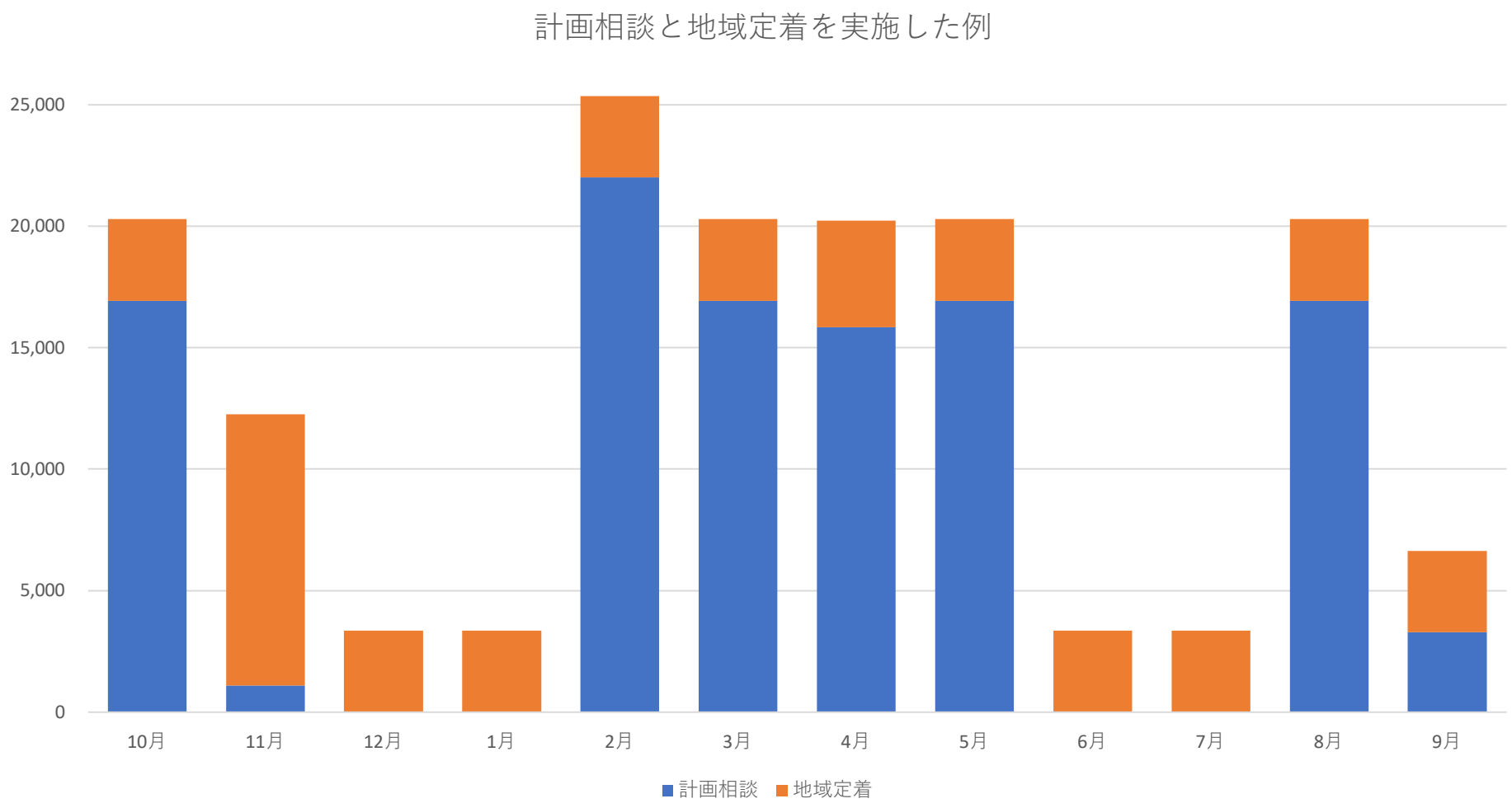
計画相談と地域定着を実施した例
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
10月
11月
12月
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
計画相談
地域定着

計画相談支援のみ実施の場合と、包括的に提供する場合の比較

◆ 計画相談+地域移行→月平均 43,628円（31,164円の増額）

◆ 計画相談+自立生活援助→月平均 32,914円（20,450円の増額）

◆ 計画相談+地域相談→月平均 16,555円（4,091円の増額）

相談系事業の包括的な支援について

- 計画相談と地域相談・自立生活援助を一体的に提供することで、継続的に支援者がかかわる利点があります。
- 一方、計画相談と地域相談・自立生活援助で、別の事業所を利用することで、複数の支援者がかかわる（より客観的な視点が生まれる）利点があります。
- 同事業所で包括的に支援するか、別の事業所で実施するかは、個別のケースにより、判断するとよいでしょう。

相談支援従事者のやりがい

横浜市の現状

相談系サービスの基本情報

横浜市には、現在、障害福祉サービスを利用している方は26,746名います。そのうち、計画相談支援の支給決定者数と事業所数は下記のとおりです。

支給決定者数：　15,212名　事業所数：282か所

【参考】

地域相談支援　事業所数：51ヶ所

自立生活援助　事業所数：39ヶ所

※いずれも令和5年7月時点

計画相談を利用していない人のうち

セルフプランを希望している　3922人

介護保険のケアプランで対応　1474人

事業所が見つからない・・・6138人

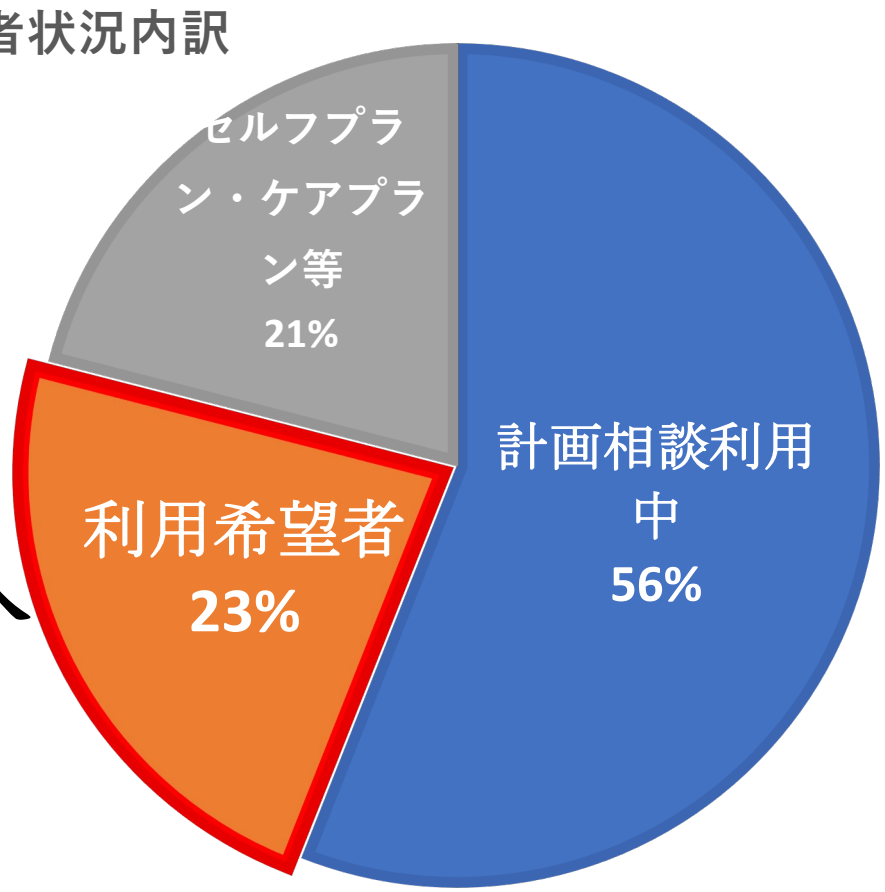

各区別の状況①

	サービス受給者数	計画相談利用者数	導入率	事業所数
鶴見区	1,840	866	47.1%	16
神奈川区	1,525	697	45.7%	16
西区	576	295	51.2%	9
中区	1,248	956	76.6%	26
南区	1,723	1,050	60.9%	18
港南区	1,754	922	52.6%	12
保土ケ谷区	1,688	861	51.0%	21
旭区	2,056	1,284	62.5%	21
磯子区	1,219	737	60.5%	12

各区別の状況②

	サービス受給者数	計画相談利用者数	導入率	事業所数
金沢区	1,540	1,233	80.1%	15
港北区	1,893	951	50.2%	17
緑区	1,477	798	54.0%	17
青葉区	1,537	1,006	65.5%	10
都筑区	1,150	666	57.9%	18
戸塚区	1,947	912	46.8%	17
泉区	940	503	53.5%	9
栄区	1,386	816	58.9%	13
瀬谷区	1,247	659	52.8%	15

計画相談支援における課題と取組

◆相談支援専門員一人あたりの担当ケース数が少ない（20人程度）となっており、兼務で実施している人が多い。
◆「機能強化型サービス利用支援費」を取っているところが少ない。
◆小規模事業所が多く、情報の収集が難しい。

協働体制や「従たる」の活用、地域相談・自立生活援助との併せての実施などもご検討ください。

計画相談支援推進の取組

- 令和5年度横浜市新規相談支援専門員配置等補助金の実施
- 新規事業所開設支援（開設説明会や出張講座などの実施）
- 初任者研修及び各種相談支援研修の実施
- 各サービス事業所等及び利用者等への制度周知
- 既存事業所における受入可能状況調査の実施
- 区自立支援協議会の活用によるフォロー体制の強化　　etc

重要 相談支援従事者研修について

「障害者相談支援従事者初任者研修（横浜市）」

実施時期：10月～翌年1月（7日間） 受講料：12,000円

「横浜市相談支援研修Ⅰ」

実施時期：8月～9月（2日間） 受講料：なし

※いずれも募集開始時期は6月～7月上旬です。

※「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせを掲載します

※資格取得には上記2つの研修をあわせて申込し、修了する必要があります。

相談支援専門員の実務経験要件について

実務要件は別紙を参照してください。

●障害にかかわる相談支援5年又は直接支援10年
●資格によって短縮できることあり

(例1)障害業務に関する相談2年　直接支援8年
(例2)社会福祉士を持っており、生活介護で介護業務に5年
(例3)介護支援専門員（ケアマネジャー）として事業所で5年

相談支援専門員の実務経験要件

[　　]内は、厚生労働省告示第226・227号（平成24年3月30日）に加え、
神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
①相談支援業務	ア　平成18年10月１日において、下記に掲げる事業等に従事しており、平成18年９月30日までの間に相談支援に従事した者 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 精神障害者地域生活支援センター ・障害児（者）地域療育等支援事業 ・市町村障害者生活支援事業	３年以上
	イ　相談機関等において相談支援業務に従事する者 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 その他これらに準ずる施設 ・保健所 ・市町村役場	5年以上
	ウ　施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター その他これらに準ずる施設 ・身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助 ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等	
	エ　保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）上記アからウに掲げる業務に１年間以上従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
①相談支援業務	オ　就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ・地域就労援助センター	5年以上
	カ　特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 特別支援学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
②直接支援業務	ア　施設等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 その他これらに準ずる施設 ・身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助 ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等	１０年以上
	イ　障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス	
	ウ　保険医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③有資格者等	ア　上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者 （５）精神障害者社会復帰指導員任用資格者	５年以上 (①の期間との通算可能)
	イ　上記①及び②の業務に従事する者で、国家資格等※１による業務に５年以上従事している者	３年以上

※１　国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注）　１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。